

42. (Gno.94) 離婚時の夫婦の平等性ならびに子の福祉の確保をめぐる比較法的研究

代表：鈴木 博人

2023/02/24 (承認) 2023年度 (開始)

【研究の目的】

離婚に伴う離婚給付や子の監護について、日本、ドイツ、中国、韓国、オーストラリアについて比較法研究を行う。日本を除き各国が離婚後共同監護(親権)法制をとっているが、その成否は国により異なる。離婚の際に各国がどのように夫婦の平等性及び子の福祉を確保しているのかを明らかにする

【研究活動及び成果】

総括

「パッチワーク家族における子の福祉の確保」をテーマにしたハイブリッド形式での研究会を開催した。

2023年6月2日(金)15時から17時 参加者 8名